

全国で小型船舶に対する安全キャンペーンを実施！ ～小型船舶の安全確保に向けて～

国土交通省では、警察庁、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得て、本年4月23日から8月31日までの間、小型船舶の海難事故削減に向けた取組として、マリーナ・漁港等でのパトロール、リーフレットの配布等による周知・啓発活動を行う「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施します。

沖縄総合事務局においても、小型船舶の安全確保に向けて、下記のとおり、安全キャンペーンを実施します。

我が国の周辺では、毎年2,000隻以上の船舶事故が発生しており、その7割以上が小型船舶によるもので、沖縄総合事務局管内でも平成29年に60隻の船舶事故が発生しており、うち小型船舶の事故は32隻発生しております。特にゴールデンウィーク前から初秋にかけては、小型船舶の事故が多発していることから、平成19年度より小型船舶に対する安全キャンペーンを実施しております。昨年度は、管内のマリーナ・漁港等87箇所で行った周知・啓発活動を実施し、約2,200隻のパトロール指導を実施しました。

記

1. 実施期間

平成30年4月23日（月）から同年8月31日（金）まで

2. 実施内容

(1) マリーナ・漁港等でのパトロール指導、リーフレットの配布等による周知・啓発に取り組めます。

(指導内容)

- ① ライフジャケットの着用義務拡大の周知
- ② 発航前検査の実施など小型船舶操縦者の遵守事項の徹底
- ③ 船舶検査の適切な受検の確認・案内
- ④ 小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認・案内 等

(2) 小型旅客船について、消防設備及びライフジャケットの適切な備え付け等に関する安全指導を行います。

3. 実施主体

沖縄総合事務局の職員が、第十一管区海上保安本部、日本小型船舶検査機構沖縄支部などの協力を得つつ、指導を実施します。

(参考) 小型船舶とは総トン数20トン未満の船舶。
総トン数とは容積の単位。1トンは約2.8m³。

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 西・比嘉（厚）・金城（守）・児玉
TEL 098-866-1838（直通）